



北海道議會時報

第二卷第九號

昭和二十五年九月

目次

◎第二十九回全國都道府縣議會議長會議	一
◎第一回臨時道議會	四
△提出案件	
△議事の經過	
△決議案	
△各派交渉會	
△昭和二十五年道費追加更正豫算知事説明	
△狩太村及び奈井江村の町制施行に關する知事説明	
◎第四回定例道議會	八
△提出案件	
△議事の經過	
△建議案	
△各派交渉會	
△北海道稅條例案その他に關する知事説明	
◎特別委員會	一七
△道稅條例審查特別委員會	
◎常任委員會	一七
△總務 △民生 △經濟 △水產 △商工 △林務 △開拓及び農地 △土木	
△勞働及び建築 △議會開發審議會	
◎會合	二〇
△全國議長會幹事會合同協議會	
△地方行政調查會役員會合同協議會	
◎雜錄	二三
△道會開設五十年記念式及び議事堂落成式開催決る	
△議員の動靜	
△來往	
◎資料	二三
△昭和二十六年國庫豫算の編成方針について	
△昭和二十五年道費豫算現計調	
◎附錄	二七
△請願	
△陳情	



▲第二十九回全國都道府縣議會議長會議

八月十日、十一日の兩日札幌に全國都府縣の議長を迎えて、第二十九回全國都道府縣議會議長會議が開かれた。折しも宮城縣、茨城縣等に水害があり常盤線、東北本線が不通となり、本道も亦豪雨のため鐵道が隨所に不通となるなど果してこの北の果迄遙々おいでを頂けるかどうか、又おいでを頂いてどうなることやらと随分心配したが、水害のひどかつた宮城縣、茨城縣の外山口縣を除き、四十二都府縣の御参加を得、どうやら満足すべき状況において終了したことは開催地として洵に、嬉しい限りであつた。

しかも今度の議長會議は北海道に議會が設けられ、今年でちょうど五十年になり、會議の當日たる八月十日にはその第一回の總選舉が行はれた、いわば北海道議會の誕生日に行はれたのであり、この誕生日に全國から都府縣議會の運営責任者たる議長、副議長、事務局長等殆んど全部の方々においでを願つたと云ふことは、本當に意義深いことであつた。

會議は先ず十日十一日の本會議に先立つて、九日午前十時四十分から、定山溪において青森、岩手、秋田、千葉、山梨、長野、愛知、京都、兵庫、鳥取、高知、大分の各幹事、東京、神奈川、福岡、北海道の正副會長、福島、奈良の幹事合計十八都道府縣議長參集の上、幹事會が開催され、地元議長挨拶の上副會長たる神奈川縣議長が會議の議長となつて議事が進められ、會務、會計報告を了承、幹事會提出議案たる「全國都道府縣行政調査會所要經費の分擔金について」、「財団法人全國都道府縣議會會館設立について」外一件を審議、現在大森所在の議會會館の中央移轉等について活潑なる論議檢討が行はれ、將來都心部移轉を再確認してこれを了承、更に定例會の議事順序、委員會の構成、決議事項の處理方法、役員改選の方法、次回開催地の選定等について、熱心なる協議が行はれ、それぞれ結論を得て正午散會したのである。

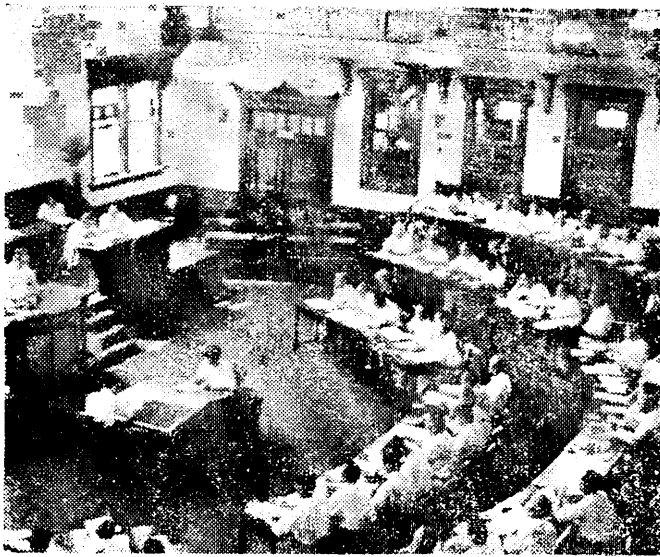
次いで翌十日、定例會の本會議は、午前十時五十二分より道議會議事堂

において開會され、遠來の賓客を迎えて、坂東地元議長の心からなる挨拶があり、會議の議長として、北海道議長を、副議長に岩手縣議長を、滿場一致指名推薦の方法により選舉、それより挨拶があつて、議長より、地元田中北海道知事を紹介、知事より歡迎の挨拶を兼ねて千島列島の返還問題北海道開發に關して從來の協力に感謝し今後一層の支援を要請する旨の挨拶があり、議長は更に野口道副知事を紹介、内閣總理大臣（代讀）、北海道民事本部長より夫々禱辭があつて、一旦會議は休憩、永年勤務したる議員及び事務局職員の表彰式に移り、副會長神奈川縣議員の挨拶の後、議員一九四人、代表北海道北林議員、職員三四人代表靜岡縣絹村事務局長に夫々表彰狀及び記念品を授與、北林議員より被表彰者を代表して謝辭があり、表彰式を終了、再び本會議を開き、東京都副議長より會務及び會計報告を行い、坂下全國議長會事務局長よりこれを補綴して報告があつた。

次いで提出議案六十一件を一括上程、別段質疑もなく、案件を部門毎に分け第一乃至第五委員會に夫々附託し、更に正副會長の銓衡委員を選定して午前十一時五十三分本會議は散會したが、中食後本廳舍前で記念撮影を行い、午後一時一齊に議事審查及び役員銓衡の各委員會を開き、概ね午後三時迄に審議を終了、その結果は同十一日に報告することとして第一日目の會議を閉じた。

翌十一日は、午前十一時開議、壁頭より各部門委員長の議案審査報告を受けることとして、第一委員長（農林建設部門）兵庫縣議長、第二委員長（通產運輸部門）埼玉縣議長、第三委員長（厚生労働部門）大阪府副議長、第四委員長（地方財政部門）靜岡縣議長、第五委員長（地方行政その他部門）鹿児島縣議長の夫々委員會における審査の經過及び結果の報告があり各委員長報告中第二委員會付託の「電氣事業分斷に伴う電氣料金の地域差調整の措置」について富山縣議長の質疑があり、これに對し委員長の答辯があつた外は、各議案とも委員長報告の通り（別表参照）、これを可決した。

次いで、大阪府副議長よりアメリカ軍將兵に對する感謝決議案が提案さ



れ、趣旨辯明の後、鹿兒島縣議長よりこれを國際連合軍と改めてはとの意見があり、提案者これを了承して別記の通り満場一致可決。

次いで、正副會長銓衡委員長たる愛知縣議長の報告があつて、正副會長は全部留任と決し、又各ブロックよりの幹事及び監事の選任報告があつてこれを決定、新役員を代表して東京都副議長より挨拶があり、續いて、次回開催地として九州ブロックが擔當し、大分縣とすることに決定、更に、東京都副議長より在外同胞救出問題、山梨縣議長より關東ブロックにおいて研究の行政事務再配當について所見の發表があり、次回開催地を決定された、大分縣議長よりの挨拶、地元議長の挨拶、參事都府縣を代表して愛媛縣議長の謝辭があつて、こゝに炎暑の下二日間に亘る全日程を滞りなく終了して、正午閉會したのである。

閉會後各都府縣の方々は、折柄北海道開發博覽會開催中であり、夫々道内を視察する等、本道の實情について深い認識を得られたこと、思い、今後一層の鞭撻を乞ひ、併せて準備その他萬端不行届をこゝに御詫びする次第である。

國際連合軍將兵に對する感謝決議

今次韓國にほつ發せる動亂に對しアメリカ軍はいち早く世界平和と人道のため國際連合軍の旗の下にけつ然立つてこれが防衛に日夜奮戦せられつゝあることは我々日本國民の等しく感謝感激に堪えないところであります。

占領下の我が日本は連合軍の深き好意と理解ある援助により國內治安の確保に萬全を期しつゝありますが、現下の緊迫せる國際情勢に鑑み我が國民の最も信頼せる國際連合軍の確こ不動の態勢により一日も速かに世界平和の確立を熱望して止まないものであります。

ここに本日北海道に於ける第二十九回全國都道府縣議會議長會の決議をもつて閣下並びに國際連合軍將兵各位に對し深じんなる敬意と感謝の意を表するものであります。右決議する。

昭和二十五年八月十一日

全國都道府縣議會議長會

國際連合軍總司令官

ゲダラス・マツカーサー元帥閣下

四十三	勤務地手当地域差別制度改正について	原案可決	第五委員	北東
四十四	都道府県議會議長等の國會議事堂内自由出入に關する措置について	〃	〃	陸海
四十五	公職選挙法第六十一條第一項第二號中議事堂削除方について	〃	〃	〃
四十六	地方自治法第三十八條の改正について	〃	〃	四國
四十七	普通地方公共團體の長より提出する案件の送付時期を法文化するよう地方自治法の改正について	〃	〃	〃
四十八	國鐵豫定線中敷設路完成レール未敷設路線の優先完成について	〃	第二委員	島根縣
四十九	全國都道府県地方行政調査會所要經費の分擔金について	〃	第五委員	幹事會
五十・十	財團法人全國都道府県議會議會館設立について	〃	〃	〃
五十一	簡易保險、郵便年金積立金運用再開促進について	〃	第四委員	〃
五十二	政府議會圖書室職員の養成について	〃	第五委員	近畿
五十三	國會圖書館より府縣議會圖書室に圖書目錄票(カード)印刷配付について	〃	〃	〃
五十四	公職選挙法一部改正について	〃	〃	〃
五十五	災害復興土木事業の施行方法強化について	〃	第一委員	山梨長野群馬各縣
五十六	戦災都市の特別都市計畫による土地區劃整理區域内に對し地代の統制撤廢の件	〃	第二委員	鹿兒島縣
五十七	安定期議員の優遇策について	〃	第三委員	大阪府
五十八	住宅金融公庫法中改正について	一九號に合併修正可決	〃	〃
五十九	昭和二十六年度港灣事業豫算の大幅増額方について	原案可決	第二委員	〃
六十	國內治安確保について	〃	委員會	〃
六十一	地方議會議長の豫算執行權について	〃	〃	〃

第一回臨時道議會

第一回臨時道議會は、八月二日開會せられた、今回は雨龍川鷹泊地區の綜合開發事業についてその見透しを得、ダムの設置費については、これを農林省の國費事業として昭和二十五年に於いて一千万圓支出の決定をみ、又これと併せて行う道營電力開發事業の財源として一億圓起債の承認を得たので、これが豫算その他の案件について審議が行はれ、八月四日閉會した。

なお、今回提出せられた案件並びにその経過はつぎの通りである。

▲知事から提出された議案

- 議案 第一號 昭和二十五年度北海道費歳入歳出追加更正豫算
- 議案 第二號 昭和二十五年度北海道電氣事業費歳入歳出豫算
- 議案 第三號 昭和二十五年度恩給基金歳入更正豫算
- 議案 第四號 第三百五十一回北海道起債に關する件
- 議案 第五號 特會別計設定の件
- 議案 第六號 一時借入金金の件
- 議案 第七號 蛇田郡狩太村及び空知郡奈井江村を町とするの件
- 議案 第八號 北海道公告式條例設定の件

▲議員から提出された決議案

- 決議案 第一號 選炭研究所設置要望決議

▲議事の経過

○八月二日午後二時十分開議、會議錄署名議員の指名及び諸般の報告があつて、知事より議案第一號乃至第六號の提案説明があり、更らに土木部長より雨龍川綜合開發計畫について説明があつて午後二時三十一分時間を延

長して休憩、午後五時四十五分再開、議案調査のため三日は休會すること
に決して午後五時四十七分散會。

○八月四日午前十一時三十分開議、諸般の報告のうち、日程に議案第七號
及び第八號を追加、知事より追加議案につきその提案理由の説明があつ
て、質疑にはいり、横山議員（自由）より、

一、道の電源開發については、國、道、地元等の經費の負擔區分が考えら
れているが、國、道、地元町村、地元土功組合等のこれらについての打
合せは充分できているか。

二、配電價格は一應示されているが、これはその基礎を充分考慮し、且つ
關係方面と協議の上であるか。

三、幾春別川の開發に當つては、農、鑛等の産業に支障はないか。

四、簡易船入瀬の工事の遅延は適當でない速かに着工せられたい。

との質疑があり、知事より答辯に先き立ち過般の状況又これに對す
る道の對策について説明があり、更に

一、關係方面の交渉については中央には充分連絡している、又起債につ
いての短期資金についても見透がついている、(四)地元負擔については多
額なところもあるが、それ等については利用の度が多いから了解できる
と思う。

二、電氣料金は一應の見透として立てたものである。

三、幾春別川の開發については綜合的に検討の上施行する。

四、簡易船入瀬工事については極力進行に努めている。

との答辯があり、小川土木次長より

一、幾春別川の開發については探炭と電力の面より検討している。

二、簡易船入瀬工事については極力努力している。

との補促答辯があり、ついで齋藤（藤）議員（國民民主）より

一、電源開發について(四)地元負擔の分は寄附行爲としての打合ができてい
るか、(四)又中央との交渉の經過について説明せられたい。

二、發電のコストについて見積過少でないか。

三、國費の將來の見透し如何。

との質疑があり、知事より

一、地元には了解してもらうべく努力中である。

二、賣電價格については一應の見透を立てたのである。

三、國費の見透については多少の懸念もあるが各位の御協力を得て努力し
たい。

との答辯があり、更に土木部次長より

一、(四)地元負擔については折衝中である、(四)國費については努力中である
との補促答辯があり、齋藤（藤）議員より重ねて

配電價格については資産評價の面から電力値上りを見ることは適當でな
い道民の負擔軽減を考慮して進められたい。

との希望意見があつて零時十五分休憩、午後二時五十六分再開、時間を延
長して諸般の報告を行い、吉田（豊）議員（自由）より

競輪の不正競技をせしめることは適當でない、直ちにこれは中止せしむ
べきである、又場外での車券販賣は禁すべきである。

との緊急質疑があり、知事より

弊害を極力除き本來の目的を達成せしめるよう努力する、又車券の場外
での販賣は道では行っていない。

との答辯があり、更に吉田議員より

車券の場外販賣は實際行はれているが如何

との再質疑があり、讚良工務課長より

一、御指摘の競技は不正競技でない。

二、場外での販賣はないが、希望により或る種の者が委託により場内より
購入配付しているものはある。

との答辯があり、吉田議員より重ねて

場外でのこれ等の行爲を默視するとは如何。

との質疑があり、工務課長より

自轉車競技法には取締方法はないが弊害の度合により検討したい。

との答辯があり、これで質疑が終了したので、議案第一號乃至第八號を一括議題に供し、何れも委員會の審査を省略して原案の通り可決、續いて日程に決議案第一號を追加議題に供して原案の通り可決、以上で案件の全部を議了したので午後三時五分閉會した。

▲決 議 案

決議案第一號

選炭研究所設置要望決議

議 長 坂東秀太郎君外全員提出

今般政府においては選炭研究所の設立を企圖し目下その具體化について検討中の趣であるが、本邦石炭産業の實情に鑑み、洵に時宜に即したる措置として速かなる實現を要望するものである。

而して本邦石炭産業における北海道の地位は、その埋藏量及び炭質における優位性から漸次その中心となるべき趨勢にある秋、特に地殻變動により生じたる良質の紛炭多くこれが回収操作は、選炭技術上重要な問題點であり、且つ寒冷地における選炭作業並びに選炭處理後の操作に關し幾多未解決の問題を残している本道石炭産業の實情を考慮せられ、これ等選炭技術の改善合理化を企圖して設置せられんとする選炭研究所は、此の際北海道の炭礦地帯にこれを設置せられたいのである。

茲に本議會の決議を以つて北海道に選炭研究所の設置を要望する

昭和二十五年八月四日

北海道議會議長 坂東秀太郎

内閣總理大臣、通商産業大臣、經濟安定本部長官
資源廳長官、地方自治廳長官

右決議する。

北海道議會

▲各派交渉會

第一回臨時議會交渉會の議に上つた事項は次のとおりである。

○八月二日

一、所屬變更の二議員の議席は議長指定により本日行うこと。

一、本日の會議は知事の提出説明のみとすること。

一、明三日は議案調査のため休會すること。

○八月四日

一、吉田議員（白山）より札幌競輪に關する緊急質問の通告ある旨を報告。

▲昭和二十五年道費追加更正豫算知事説明

本日こゝに臨時道議會を招集中上げ電氣事業費特別會計豫算等について御審議をお願い申上げることといたしましたのは、皆様も御承知の如く、かねてより電源開發の推進を昭和二十五年三大重點政策の一に取上げ、これが具體化について私はじめ關係者の總力を擧げて、其の具現方につき努力いたしてまいつたのでありますが、この度雨龍川鰯泊地區の綜合開發による事業についてその見透しを得、ダムの設置については、これを農林省の國費事業として昭和二十五年度において一千萬圓支出の決定をみ、又これと併せて行う道營電力開發事業の財源としまして一億圓起債の承認を得るに至りましたので、こゝにこれが豫算化をお願い致したいと存するのであります。

さて鰯泊地區の綜合和水計畫は、電氣事業としては最大出力五千二百キロワット平均出力二千九百キロワット、年間發生電力量二千五百三十五萬キロワット時を目標とし又灌漑事業としましては、補水田五千町歩開田千七百町歩の用水を確保しこの増収四萬石を目途いたしましたして、電氣事業は昭和二十七年、灌漑事業は昭和二十八年度に完成いたすこととなつており、これが第一年度事業費として今回こゝに提案致しました豫算の内容を

申上げますと、

職員費

ダム堤體工事並びにその假設工事費を含めて

百七十一萬圓
三千四百四十萬圓

發電施設につきましては水車並びに發電機の製作費につき、その二分の一額を出來高拂といたしますため 三千萬圓

本事業施行のため建設事務所、倉庫其の他の附帶施設設置に要する經費 千九百萬圓

既存の權益に對する補償費及び各種器具機械並びに工事監督費等 千五百九十二萬圓

借入金利子

四百二十七萬圓

豫備費

百八十八萬圓

合計

一億四百二十七萬圓

と相成るのであります、これが財源といたしましては、道債一億圓、普通會計からの繰入金四百二十七萬圓となつておるのであります。なおこの電氣事業費豫算は、これを特別會計として取扱うことが事業の性格から考へ、又收支の經理を明確にする上からも適當と存じ左様に措置いたしました次第でありますので、どうか御諒承願いたいと存じます。

次に普通會計におきましては四百二十七萬圓を電氣事業費特別會計に繰出すこととしこれをもつて電氣事業費充當借入金の利子に充てることといたしましたのであります。

以上豫算の概要について御説明申上げたのでありますが、なおこの機會に本道綜合開發の一環としての電力對策の構想につき、その概要を申上げ何分の御協力を煩したいと存するのであります。

綜合開發の途上において農林水産業等原始産業の高度開發はもとより近代商工業の振作を圖ることは、まことに喫緊の要務であります、これが基盤として、最も重要な役割を持つものが電力であることは今更申すまでもない所であります。然るに現在本道における電力需給狀況は、昭和二十五年年度需要量二十億キロワット時に對し供給量は十八億キロワット時で

ありましてこれを昭和二十八年年度需要想定量二十七億キロワット時に較べるときは、電力の不足は益々増大し其の事情は極めて緊迫した狀況となるのであります。従つて渇水期においては極度の電力制限を實施しなければならぬ狀況にありまして、かゝる現狀を一日も早く打開するのみならず更に進んで積極的に電源開發を實施することは眞に急務であると考え次第であります。さて電源開發の實施方式については國がバックした形において日本發送電會社がこれを實施することを原則とするものであり、御承知の如く現に蘭越外數地點において、その工事が進められておるのであります、これに對しては勿論最善の協力をいたさなければならぬと考え、のであります、本道の現況に於ては單にさのみをもつて満足すること出來ないのであります、道自體においても又及ぶ限りの努力と工夫を重ね、これが増強を圖らねばならないことを痛感いたします。

他而本道には雨龍川沿岸地區を始め、農業灌漑工事を實施しなければならぬ箇所が少なく、又河水統制事業の實施箇所についても同様であります、これ等の事業を併せて發電事業を實施いたしますときは、これにより相當量の電力獲得を得るのみならず併せて農業生産の増強を得、更に洪水の防止、鐵工業用水及び水道の利用等まさに一石三鳥乃至四鳥の成果を上げることが出來ると考えるのであります。

而してこれら綜合利水計畫に要する經費につきましては、國營農業水利事業或は河水統制事業につきましては政府よりの支出金をもつてこれに充て、主として電力開發を對象とする道費關係の分については起債等をもつて其の財源としたいと考へておるのであります、右に申述べたように事業並びに資金の綜合的効率的活用を圖ります結果道費負擔分は相當に輕減せられるのであります。

この點に着目して、私は所謂道營電源開發の實施を立案いたしました次第であります、これにより適當の應泊並びに幾春別水系を對象とし約三萬八千キロワットの電力開發を目途いたしましたのであります。

又電力の恩恵は、これをなるべく道民全體に均霑させたい所存であります。

して、地帯によつて水力発電の不可能な箇所については火力発電又は送電線の擴充整備等にも力をいたすとともにすでに實施中の小水力発電についてもこれが強化につとめあらゆる施策を併せて電力の開発につとめたいと考えておるのであります。

なお應泊計畫の詳細なる内容につきましては引き続き參與員から御説明申上けることといたしますので御諒承お願い致します。

以上今回提案いたしました豫算案の概要並びに發電計畫の構想についてその大要を申述べましたが、なお詳細については御質疑に應じ私又は參與員から御答辯申上げたいと存じます。よろしく御審議の上適當なる御議決あらん事を切望いたします。

▲狩太村及び奈井江村の町制施行に關する知事説明

今回追加提案いたしました虻田郡狩太村及び空知郡奈井江村を町とするの件その他につきその概要を御説明申し上げます。

まず虻田郡狩太村及び空知郡奈井江村を町となすことについてであります。狩太村は、羊蹄山の西麓に位置し面積百五十七方町、戸數千四百二十七戸、人口八千九百餘人を有し馬鈴薯雜穀類の生産及び酪農經營による農村として知られて居るのみならず眞狩、留壽都兩村に至る交通上の要衝にありまして近時山麓地帯における農産物の増加、酪農事業の進展と共に、これらの加工業が急速に發達いたして参つて居りますのに伴い商工業も逐次發展して村勢は頗る充實を見、村民舉げて町とすることを要望するに至り、村議會においても先般滿場一致をもつてこれを議決しその旨申請があられたのであります。

又奈井江村は空知支廳管内の中央部に位し面積九十一方町、戸數二千六百餘戸、人口一萬四千二百餘人を有し米、馬鈴薯、燕麥等の生産を主體とする農業と石炭鑛業を主産業として發展してきた村であります。最近農産加工及び酪農等は逐次發展し、三井奈井江鑛他四炭鑛は愈々増産に拍車をかけて居りなおこれに伴い商工業は愈々伸展して参り、村民等しく町と

することを要望するに至り、村議會においては滿場一致をもつて議決の上申請するに至つたのであります。仍つて先般狩太及び奈井江の兩村につき實地調査いたしましたところ『町としての要件に關する條例』に定める諸要件を具備して居ることが確認され、また將來の發展性につきましても充分にその確實性を認められますのでここに提案いたしました次第であります。なお兩村とも昭和二十五年九月一日から町制を施行されることを強く要望して居りますので、この點お含みの上よろしく御審議の程をお願いいたします。

次に北海道公告式條例について御説明いたします。先般地方自治法の一部が改正せられ、同法第十六條の規定により條例、規則及び諸規程の公布に關する手續が極めて重視されることになつたのであります。

即ち條例を議決した場合の議長の知事に對する送付期日、知事の公布期日、公布された條例の施行期日等を法定するとともに、條例規則はもとより、知事以外の道の各機關の公表する規程についても條例で公布の手續その他についてこれを八月末日までに定めなければならないこととなりましたので、今回北海道公告式條例の全文を改正することとした次第であります。

以上は提出議案につきその大要を御説明申し上げたのでありますが、なお詳細につきましては御質問に應じ、私又は參與員から御答辯申上げたいと存じます。

何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

第四回定例道議會

第四回定例道議會は、八月二十三日開會せられた、今回は地方税法の改正に伴う、北海道税條例案その他について審議が行はれ、八月二十八日閉會した。

なお、今回提出せられた案件並びにその經過はつぎの通りである。

▲知事から提出された議案

- 議案第一號 北海道税條例規定の件
- 議案第二號 工事請負契約の締結に關する件
- 議案第三號 物件購入契約の締結に關する件

▲議員から提出された建議案

- 建議案第一號 電力料金改訂に關する件
- 建議案第二號 種馬鈴しよ貨物運賃引下げに關する件
- 建議案第三號 鐵道災害防止措置に關する件
- 建議案第四號 災害復舊事業費國庫負擔に關する法律の一部改正に關する件
- 建議案第五號 浦川化學工業工場メタノール合成工場轉換促進に關する件
- 建議案第六號 燃料油統制及び増配に關する件

▲議事の經過

○八月二十三日午前十一時三十五分開議、會議録署名議員の指名及び諸般の報告があり、知事より議案第一號乃至第三號の提案説明があつて午前十一時五十分休憩、午後二時再開、諸般の報告があつて議案調査のため明二十四日は休會することを決定して午後二時五分散會。

○八月二十五日午前十一時三十分開議、諸般の報告のうち、知事よりさきに發生の災害狀況及びこれが對策について説明があり、續いて議案第一號乃至第三號に對する質疑にはいり、武田議員（農協）より

一、新地方税に對し知事は如何なる要望を有するか詳細に説明せられたる。

二、課税方法特にその機構の整備、職員の充實及び教育について如何なる措置をするか。

三、法定外普通税たる家畜税の廢止、又は税率の引上げは道としては考へておらぬか。

四、目的税たる永利地益税を道においては設ける意志はないか。

五、税法改正後は事務の配分が決り平衡交付金で相當考へられるであろう

が、道として財政貧弱なる地方に對する補助政策を考慮しているか。

六、平衡交付金の基礎となる道の課税標準と自治廳の課税標準とは差異があり、從つて平衡交付金にも影響あると思われるが、道當局ではこれに對し如何に考慮されているか。

七、本年の起債についての見透は如何。

との質疑があり、知事より

一、新税については道府縣が不安定な状況にあるので、酒、煙草、ガソリン消費税等の國税の移譲を要望したい。

二、徴收の萬全を期するためには納税義務者の理解を仰ぐの外、総合的な施策を講じ完納を圖りたい、なお、税務講習、職員の充實については充分考へている。

三、家畜税については他の税に比し過大ではない、又廢止する考へは目下のところもつてはいない。

四、永利地益税は目下研究中である。

五、補助政策については平衡交付金制度により廢止の方向にあるも、一舉に移行することは困難と思うので、道としても財政の状況に照し必要なる補助政策は行いたい。

六、平衡交付金については、本道の財政状態を中央でも認識してきており、その基礎となる課税標準に甚だしい喰違ひはないと思う。

七、本道の特殊事情をより強く主張し必要財源を確保したい。

との答辯があり、野口副知事より

一、永利地益税については目的税が從來と性格が異つており、具體的事業について徴收方法を定める必要があり、一般的基準を定めることは困難の點もあるので今後検討したい。

二、平衡交付金の見込額は從來配付税の例をも考へ、國庫支出金の吸收するもの等を考慮し、必要額確保の線に進む考へである。

三、起債については、單獨起債七億四千二十萬圓中四億三千萬圓、公共事業債三億六千六百二十萬圓中一億五千萬圓は承認を得ているが、なお、

残額については交渉中である。

との補足答辯があり、武田議員より

家畜税については税率を引下げる意思はないか。

との再質疑があり、野口副知事より

家畜税の税率は従来の付加税合算額に比しむしろ軽減されている、又市町村に移譲しては不均衡を生ずるので道税として課するのが適當である。

との答辯があつて午後零時三十五分休憩、午後二時三十分再開、時間を延長し、引き続き質疑にはいり、西村議員（社会）より

一、零細業者の事業税は高率である、この軽減については如何に考えているか。

二、税務官吏の肅正、資質の向上についての措置如何。

三、納税義務者との協議會を速かに設置し徴収に遺憾なきを期せられたい。

との質疑があり、知事より

一、零細業者に對する事業税負擔軽減の問題は施策の面を通じて考えてみたい。

二、税務官吏の肅正については、再教育による資質の向上とも併せ、それぞれ考慮しているが更に注意する。

三、納税者との協議會については研究の上善處する。

との答辯があり、ついで立原議員（自由）より

一、遊興飲食税は他府縣に比し余りにも高率である、これを引下げる意思はないか。

二、自動車税は本道の特殊性及び産業振興の面より高率と思われるが如何。

三、家畜税は本道の實情から廢止すべきものと思われるが如何。

との質疑があり、知事より

一、遊興飲食税は新條例（案）により全國なみで高率でない、なお、徴収

に當つてはその適正を圖り、特別徴収義務者の協力を願う。

二、自動車税については標準率に従っている。

三、家畜税については農村經濟安定對策に反してはいない、又現在のところでは引下げる意思はない。

との答辯があり、更らに立原議員より

一、遊興飲食税は高率であるため納入成績が悪いので、これを引下げることにより成績が向上すると思われるが如何。

二、納税者との協議會は速かに設けられたい。

との再質疑があり、知事より

一、税率が余りにも高い場合は御意見の通りであるが、道の場合は高率ではない。

二、國税の委員會を例として研究する。

との答辯があつて質疑を終了、續いて横山議員（自由）より、議案第一號は、なお、慎重を要するので、この際特別委員會を設け審議せられたいとの動議を提出、賛成があつて定數十一名より成る道税審査特別委員會を設けることに決定、なお、本委員會は二十八日まで結論をだすこととし、委員會審査のため明二十六日は休會することに決定して午後三時二十五分散會。

○八月二十八日午後二時五十九分開議、時間を延長諸般の報告のうち、議案第一號を議題に供し、齋藤（正）道税條例審査特別委員長（社会）より、委員會審査の經過並びに結果につき報告があり、この委員長報告の決定について諸つたところ、北林議員（自由）より道税條例審査特別委員會は道財政を充分研究しておらぬ、従つて委員長報告の通り可決することには異議ある旨の發言があり、採決の結果反對者少數で委員長報告の通り決定、議案第二號及び第三號を議題に供し、何れも委員會の審査を省略して原案の通り可決、續いて建議案第一號及び第五號を日程に追加議題に供し、提案者の齋藤（藤）議員（民主）より趣旨の辯明があつて、これを原案の通り可決、更らに建議案第二號乃至第四號を追加議題に供し、各案は全員提

出によるので直ちに原案の通り可決して午後三時二十五分休憩、午後四時五十分再開、建議案第六號を日程に追加議題に供し、本案は全員提出によるので直ちに原案の通り可決、以上で全議案を議了したので午後四時五十三分閉會した。

道税條例審查特別委員會委員長報告

私は過般設置に相成りました道税條例審查特別委員會の委員長といたしまして、本委員會に付託せられました議案第二號北海道税條例設定の件につきまして、審査の經過及び結果の概要を御報告申し上げたいと存じます。

本委員會は去る二十五日設置されたのでありますが、即日委員長及び副委員長との五選を行い、翌二十六日及び本日(二日)に互に慎重なる審議を遂げたのでありまして、その間委員各位の格別なる御努力によりまして、御手許に配付いたしました報告書の通り、満場一致修正可決いたしました次第であります。

これより委員會における審査の經過等につき順次御報告を申し上げますと存じます。

本委員會において最も論議の集中されましたのは、遊興飲食税の徴收の適否、自動車税の課率及び家畜税撤廃乃至は課率の引き下げの三點でありまして、先ず第一に、遊興飲食税については、今次の地方税法改正によりまして、若干軽減せられたとはいえ、なお、相當負擔過重であります。これが税率引下は、現下の道財政の實情に鑑み、あえてこれをなし得ないのでありまして、原案はやむを得ないものとせられたのであります。ただ、その徴收につきましては従來の方法が必ずしも適正妥當であると云い難く、ために脱税が相當に達し、正直に申告する者は馬鹿を見ろというが如き事態のなきを保し難い實情に鑑み、他府縣の本税徴收の實態等をも十分參酌の上、特に公正妥當なる措置を講ぜられるよう要望するものであります。

第二に、自動車税の課率についてであります。本税の課率は地方税法の定めるが如く、全國畫一の標準税率と相成つておりますが、本道の如き積雪のため冬期間四ヶ月以上も休車し、且つ開發途上にあつて道路未整備のため、車輛の破損甚だしい實態等の特殊事情下におきましては、かかる畫一の税率は、その負擔力に適合しないのでありますから、以上のような特殊事情を中央によく認識せしめ本道に限り標準率を半額程度とする特例を認めしめるか、乃至はかかる特殊事情により標準率以下の課税をして、地方財政法第五條の起債能力に影響を與えず、且つ平衡交付金の基準財政收入算定に際し、この特例を認めしめるよう知事は強く中央に要望し、これが實現に努力せられたいのであります。又、貨物自動車に對しては、從來乗用車と同様自家用、營業用の區別があつたのに對し、今回の條例案には、これを一本としておる點、或はバスの課税段階等につき論議せられたのであります。

第三に、法定外普通税としての家畜税についてであります。委員中より、本道の農耕馬はその經營の實態に鑑み、農具と同様の生産手段であり、でき得べくんば廢税とすべきである、假りに設定するとしても本條例の如き牛馬一頭一率に三百圓を賦課することは種馬、競走馬の如く一頭數十萬圓の價值あるものも、一、二萬圓程度の農耕馬をも同一視せんとすることは不適當であるから種馬、競走馬、鞍馬、その他について税率に段階を設けるべきであるとの主張がなされたのであります。道財政の現況に鑑み、これが廢税は困難であり、假りに廢税しても市町村がこれを賦課することとなつて、結局家畜所有者の負擔は軽減せられないのであります。し又、税率に段階を設けることは、數十萬圓の家畜に對しかかる調査を行うことは、課税技術上困難であり、且つ徴税費用が膨脹して實効を期し得ないとの意見もあつたのであります。

以上申し上げましたように自動車税及び家畜税の税率につき、それぞれ意見がありましたので、速かに圓滿公正なる妥結點を見出すべく、本委員會に各派一名の小委員會を設け、更に、慎重審議を遂げたのであります。

が、小委員各位の御努力により漸く次に申し上げます通り決定いたしましたのであります。

すなわち、家畜税については、第九十二條の牛及び馬年額三百圓を二百圓に減額し、且つ本年設における本税の経過措置たる第九十九條第一項の規定を削る等の修正を行うこと、又、自動車税については、第六十四條の定員四十人以上のバス年額一萬二千圓を五十人以上とし、二十人以上五十人未満は一萬圓とすることに修正したのであります。なお、貨物自動車は乗用車と同様の趣旨において、自家用とその他に區別し、四トン車を標準として、平均一萬圓の税率を下らない範圍において自家用は一萬一千圓、その他は九千圓程度に差異を設くべきであつて、その自家用その他別の實數調査を速に行い、明二十六年度から右の趣旨において、實施し得るよう措置せられたいとの要望を申し合わせた次第であります。

以上が本委員會の審査の経過及び結果の概要であります。本會議に於かれまして、何卒本委員會決定の通り御可決あらんことをお願いいたします。まして御報告いたします。

▲建議 議 案

建議案第一號

商工委員長 齋藤藤吉君提出

電力料金改訂に關する件

一、北海道の綜合開發を促進し特に化學工業の振興誘致が必要なるにかゝらず、現行電力料金制度における地域差が甚大なるため現存せる本道化學工業が正に崩壊に瀕している現状に鑑み電力料金を再改訂し電力を低廉豊富に供給するよう特別の措置を講ぜられたい。

(理由)

本道産業特に化學工業の現状は過少なる電力と現行料金制度における地域差が甚大なるため現存せる本道化學工業が正に崩壊に瀕している。即ち本道特有の酸性土壤改良のため昭和二十二年鐵クロム工場より石灰窯素工場に轉換した

昭和電工旭川工場は電力料金の高率が最大の隘路となつて今や工場閉鎖の危局に突入し、或は本道化學工業の根柢を築かんとして艱別に創建せんとする曹達工場、人造石油工場より肥料その他綜合化學工場に轉換せんとする瀧川化學工業工場、硫酸肥料工場たる東洋高壓砂川工場その他セメント工場等何れも電力料金の高率のためその操業に著しい困難性を示し、或は休止して今にして斯かる大口電力料金の低率改正につき特別な措置を講じなければ、本道化學工業は遠からず潰滅することが憂慮せられ、延いては、本道の綜合開發もその方向を見失ひに至ることが必至である。依つて此の際この種大口電力料金に對し特別な改訂或は助成措置等を早急に講ぜられるよう要望するものである。

參考 一、昭電における電力料金の比較

地 區	旭 川	鹿 沼 (新潟)	富 山	鹽 尻 (長野)	秩 父	摘 要
KWH當り	一・五二	・六八	・六〇	・七二	・五〇	但し秩父は自家發
電力料金	一・五二	・六八	・六〇	・七二	・五〇	り分の平均單價な

建議案第二號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

種馬鈴しよ貨物運賃等引下げに關する件

一、現下の情勢に鑑み食糧自給の強化と北海道種馬鈴しよ消流の圓滑を期するため、府縣移出鐵道貨物運賃の引下げについて特別の措置を講ぜられたい。

(理由)

本道において生産される種馬鈴しよは全國都府縣の農業經營と端境期の食糧確保のため極めて主要な役割をもつものであるが最近食糧事情の好轉によりいも類の配給と價格の統制が改定され種馬鈴しよは統制の枠外となるに至つた。随つて本道生産農民と消費する府縣農民とが直結して、新しい種いもの消流が確立し、鮮度の高い優良な種いもを安價に供給して生産を増強する處置を講ずるの必要に迫られているが、遠隔なる本道との自由取引は運賃の高率に碍いされ、需要減少の傾向を示している。今中央政府の國內食糧の自給擴充の對策上全國農民の馬鈴しよ作付の奨励を期し且つ本道特産種馬鈴しよの消流の圓滑を期するため、鐵道貨物運賃の引下げ方について、特別の措置を講ぜられんことを要望する。

建議案第三號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

鐵道災害防止措置に關する件

一、先般北海道における豪雨出水に起因する室蘭線の鐵橋事故、又は千歲線、函館本線等長期不通事故發生の實情に鑑み、本道固有鐵道鐵橋の補強、或は鐵道暗渠の幅員擴充等の改良工事を速かに施行せられたい。

(理由)

去る七月三十一日及び八月一日にわたる本道の豪雨出水は、圖らずも室蘭本線における鐵橋事故を惹起し、貴重なる人命と機關車、客車等の機材を失ひ、又、千歲線、函館本線においては、鐵道暗渠の幅員減少のため排水できず、ために鐵道の道床を流失、長期にわたり不通箇所を生ずる等鐵道事故を頻發せしめ、鐵道の機能著しく低下せしめたるのみならず、かゝる排水不良に起因し、上流排水の機能が停止し、沿線農耕地、住家等に浸水被害を擴大したるは、本道産業振興の上、將又住民の福祉上由々しい問題である。

よつて、この際かかる事故を絶滅し、鐵道及び沿線の安全と災害防止を期するため、老朽鐵橋の補強はもちろん、暗渠式鐵橋の幅員擴充を期する等改修工場を速かに實施せられたい。

建議案第四號

議長 坂東秀太郎君外全員提出

災害復舊事業費國庫負擔に關する法律の一部改正に關する件

一、災害復舊事業費國庫負擔についてはその工事費十五萬圓未満のものには國庫負擔がないが災害を防禦復舊を促進するためには斯る制限を撤廢し工事費にかかわらず全額國庫負擔とするよう災害復舊費國庫負擔に關する法律を改正せられたい。

(理由)

政府は災害復舊の喫緊なるに鑑み本年五月十九日法律第一八九號昭和二十五年

度における災害復舊事業國庫負擔の特例に關する法律を制定したが本法によれば一箇所十五萬圓未満の工事費に對しては國庫負擔の對象より除外せられてゐるため本年度の如く災害が頻發し十五萬圓未満の事業箇所が多數に達する現況と且つひつ迫せる災害關係地方公共團體の財政事情においてはその負擔に堪えずその復舊工事もなし得ない實情であるから本法を改正し十五萬圓未満の事業費に對しても全額國庫負擔とせられ復舊工事の速かなる施行を期せられるよう要望するものである。

建議案第五號

商工委員長 齋藤藤吉君提出

瀧川化學工業工場のメタノール合成工場轉換促進に關する件

一、北海道における代用燃料と肥料の増産を圖るため當初人造石油工場として設置せられた瀧川化學工業工場をメタノール合成工場として轉換するため資金資料の斡旋等その他適當なる措置を速かに講ぜられたい。

(理由)

戰時中人造石油工場として發足したる瀧川化學工業工場は終戰後人造石油の製造設備を化學肥料の生産に轉換せんと計畫したるも多額の資金と長時日を必要とする事情により實現を見ず、多數の従業員を擁し、企業整備を進めつつ經營多難の途を歩み續けコークスの製造及び石炭ガスを隣接東洋高壓砂川礦安工場に送氣する等辛うじて經營を持續して來たが今や休止の危機に直面している。そも／＼本工場は本道の豊富なる石炭資源地帯の中心に位し、本道における石炭化學工業振興上是非その存續を要する實情に鑑み、急速に關連工場との共立を圖りつつ礦安工場に比し容易なるメタノール合成工場に轉換を圖り燃料と増産を圖りもつて本道綜合開發特に化學工業の振興に寄與せしめられたいというのである。

建議案第六號

議長 坂東孝太郎君外全員提出

燃料油統制及び増配に關する件

一、諸産業の原動力たる石油製品の割當が著しく不足している現況に鑑み、正常なる經濟活動に必要な燃料油はこれを確保増配し、統制の圓滑を期せられたい。

(理由)

終戦後經濟復興の進展に伴い石油製品の需要は漸次増大している半面その消費については嚴重なる割當統制が實施せられ、甚だしきは必要量の三割乃至五割の配給を受けるに過ぎない實情であるために漁業、農業、運輸業等石油製品を原動力とする諸産業の活動は著しい制約を受け、生産活動に重大なる支障となつていゝる。随つて業界では消費節約につき凡ゆる努力を試みつも絶対量の不足に苦慮し、辛じて經營の持續を圖つてゐる現況である、よつて正常の經濟活動に必要な燃料油の確保増配については特別の考慮を拂うとともに統制の圓滑を期せられたいのである。

△各派交渉會

第四回定例議會における各派交渉會の議に上つた事項は次のとおりである。

○八月二十三日

- 一、今議會の會期は八月二十八日まで六日間とすること。
- 一、明二十四日を休會とし二十五、六日の兩日質問を行うこと。
- 一、野口副知事から新地方税法施行狀況視察のため二十九日シャープ博士來函につき議會側よりも參加し道の特殊事情開陳方諒解を求めた。
- 一、坂東議長から道會法施行五十年記念式及び議事堂落成式の舉行につき諮り議長において計畫案を作り打合のことに決した。
- 一、近日東京に開催の災害復舊促進大會に土木、經濟の各委員二名を派遣すること。

○八月二十五日

- 一、提出議案の質疑は本日終結し直ちに第一號議案道稅條例審査特別委員會を設け付託すること。
- 一、明二十六日は休會とし二十八日審議終了閉會する。

○八月二十八日

- 一、種馬鈴薯貨物運賃等引下、燃料油統制及び増配、鐵道災害防止措置及び災害復舊事業費國庫負擔法改正に關する三建議案を全員提出とすること。
- 一、シャープ博士及び中央に對し稅財政につき陳情のため總務委員三名を派遣すること。
- 一、十一月三日に道會開設五十年記念式及び議事堂落成式を舉行すること。
- 一、商工事情調査のため商工委員五名を又開拓農地委員四名を昨年度豫算に關する折衝のため東京に派遣すること。
- 一、本日をもて閉會すること。
- 一、苫小牧市の水害緊急措置につき西田議員より開陳あつて協議知事に善處方申入するに決した。
- 一、本道に選炭研究所設置要望の決議案を全員提出により上程すること。
- 一、道青少年問題協議會委員四名(議員中から)の推薦は民生常任委員長の推薦とすること。
- 一、今議會は本日をもて閉會とすること。
- 一、野口副知事より道稅條例の改正につき八月二十日前後に又これに作る豫算措置につき九月上旬に夫々議會招集の豫定なることを報告諒解を求めた。

▲北海道稅條例案及びその他に關する知事説明

今回提出いたしました北海道稅條例案その他につきまして、その概要を

御説明申し上げます。

先ず順序として北海道税條例の基本をなすところの地方税法につきまして、改正の要點を申し上げます。

シャウプ使節團の勧告が發せられてから既に一年の間、新聞に、ラジオに、その他各種の機關を通じて、その内容は、普く周知せられておることと存するのですが、今次の地方税法の改正は、この勧告の基本原則を尊重し、先ず第一に、地方税收入を擴充し、地方税制の自主性を強化して、地方自治の根基を培うこと、第二には地方税制を根本的に改革して國民の地方税負擔の合理化及び均衡化を確保することを目標とせられたのであります。従いましてこの目標に則り幾多大きな改正が行われましたが、これを要約いたしますと、財産課税の重課、流通課税の整理、消費課税の減少、輕減、所得課税の増加、事業課税の輕減、雜税の整理、納税秩序の強化及び全税目に亘る税率の法定化であります。この外舊とを脱し、抜本的な改正としては、課税標準及び税率等に關する地方團體の權限を擴充して、地方税制の自主性を強化するとともに、道府縣税と、市町村税とを完全に分離し、税務行政の責任の歸屬を明確にせられたことであります。

以上地方税法につきまして、改正の要點を申し上げましたが、次に道税條例案につき、改正の概要を申し上げます。

只今も申し上げましたように、道府縣税と、市町村税と分離せられました結果、道税として課徴できる普通税の税目は、流通税的色彩のつよい附加價值税及び入場税、遊興飲食税の消費税を中心といたしまして、自動車税、礦區税、漁業權税及び狩獵者税の七税目であります。この外法定外普通税並びに目的税として、水利地益税の課徴が認められておるのであります。附加價值税は、昭和二十七年頃から施行せられ、それまでは、これに代えて事業税及び特別所得税を課することになつております。

道税條例案は基礎法たる地方税法が、その根底をなしておることは申すまでもありませんが、設定に當りましては、次の三つの方針によつたので

あります。

即ち、第一には道として課徴する税目は法定普通税の全部と、法定外普通税としては家畜税のみとし、従前法定外獨立税として、課税しておりました原動機税、建物改修税、餘裕住宅税及び貸席利用税の四税は課税對象、課税標準を同じくする二重課税及び取得課税の廢止ならびに税制の簡素化等今次税制改正の趣旨に則り、廢税することにしたのであります。

第二には税率についてであります。入場税、礦區税及び狩獵者税はそれぞれ絶對税率が法定されておりますが、それ以外の法定普通税につきましては、標準税率が定められております。標準税率は、課税する場合に通常よるべき税率でありまして、財政上必要のありますときは、これによらないことができるのでありますが、道民の税負擔力を考慮し、標準税率に止めた次第であります。

第三には課税免除についてであります。これは新地方税法の趣旨を體し、公益上、または社會政策上眞に止むを得ないもののみを免除することにいたしました。

次に主要税目につき、税率、課税免除その他徴收手續等につきまして、従前と著しく異なつて居ります點を申し上げます。

入場税の税率は、映畫、演劇等えの入場又はま、あ、じ、や、ん、場及びたまつき場等の利用に對しては百分の百、博覽會、展覽會等えの入場には、百分の四十を課することになりましたため、従前に比し、實質的に三割餘輕減せられることとなつたのでありまして、この點につきましては既に本年三月以降實施せられて居るのであります。

次に今回申告納入の方法を採つたのでありますが、臨時の催物にかかる入場税につきましては、豫納若しくは開催場所の所有者に代位納入せしめる等の制度を採り完全徴收の途を講じたのであります。

遊興飲食税につきましては道財政上、標準税率によることとした、のでありまして、宿泊及び輕飲食等の料金に對するもの以外は、二割乃至三

割程度、實質的に軽減されることになつたのであります。課税免除につきましては、従前の定めを踏襲することとした外特別徴収義務者の領收證交付並びにその寫の保存義務等納税秩序に關する事項を強化いたしましたのであります。

自動車税は、法定普通税中ただ一つの財産課税でありまして、標準税率を定められておりますが、乗車定員若しくは、積載量等に應じ、或る程度の等差を設けて税率を定めることが、應益の原則に合し負擔の公平を圖る所以とも存じ、標準税率を建前としてこれに階級を設け、それぞれの税率を定めたのであります。又自動車税の完納證を車體の一定箇所に表示する規定を新に設け以て徴収成績の向上と脱税防止に資するようにいたしましたのであります。

事業税及び特別所得税は、前にも申上げましたように、本年度と明年度の兩年度のみ課するものでありまして、収入額の面において道税中首位を占めるものであります。この税率につきましては、現下の經濟情況に鑑み、且つは事業課税軽減の趣旨に照し、標準率超過課税は極力これを避くべきものと考え、これをいたさなかつたのであります。従前所得金額が千二百圓に満たない場合は免除をいたしておりましたが、これを二萬五千圓に擴張し零細事業者の負擔を軽減することに改めたのであります。又露店に對しては課税の技術上定額を以て課する月税として若干の補正を加え舊條例の趣旨を踏襲することにしたのであります。

最後に家畜税について申上げます。この税は、従前より法定外獨立税として課徴して參つたことは今更申すまでもないことでありまして、豚以外の家畜に對する本年度分は舊條例の規定によりまして既に課税済であります。道府縣が法定外普通税を新設する場合は、あらかじめ、地方財政委員會の許可を必要とするのでありますが、本税は地方税法上の經過の規定により現存する法定外普通税としてその存続を認められた唯一のものであります。道の施策の實情に鑑み且つは道財政の見地から本税を存続することとしたのであります。その税率も負擔の均衡等を勘案して牛馬は

一頭三百圓、緬羊豚は一頭百圓の限度とし、尙この税率は牛馬、緬羊に於いては、昭和二十五年度は既に賦課済となつておりますので、昭和二十六年年度分から適用することと致しております。

以上簡單ではありましたが、地方税法及び道税條例案の概要を御説明申上げたのでありますが、この際特に附言致したいと存じますことは、新税法に基く道税收入の點であります。本年度當初豫算に比較いたしまして、現年度調定分は約五億圓減収となる見込みでありまして、主要な獨立財源としての道税が減ずるということは、自主的財政の確立上、大きな痛手といわねばならないのであります。この穴埋めは、どうしても地方財政平衡交付金に期待せざるを得ない實情にあるのであります。

今後の稅務行政は、新らしき法令の下に、全く道自らの責任において運営することとなり、一層多難を思わせるものがありますが、新稅制の趣旨の周知徹底を圖り、納稅者の理解と協力とを求め、また、他面稅務機構を整備強化すると共に市町村及び國との連絡を一層緊密にして、これが運営に遺憾なきを期し、以て道民各位の御期待に副わんことを念願いたしておる次第であります。

尙この場合特に御了承を御願ひ申上げたいことは、本來ならば、道税條例案の提出と共に、これに伴う道費豫算の補正を行うべき筋合であります。が、先にも若干觸れました如く、今次の稅制改革によつて、道稅收入は相當減収と相成る見込みであります。これと密接な關係にある地方財政平衡交付金の見透しが、全然得られない現段階に於きましては、豫算の補正措置を行ひ得ない實情にありますので、差當つて急施を要する道税條例案のみを提出し、課徴上遺憾のないようにいたしたのであります。で、この事情特に御諒承下さるよう御願ひ申上げる次第であります。

以上は道税條例案につきまして、その概要を御説明申上げた次第であります。が、尙御質問に應じ、私又は參與員から御答辯申上げたいと存じます。何卒他の議案と共によろしく御審議の上速かに御議決あらんことを切望致します。

特別委員會

▲道稅條例審查特別委員會

○八月二十五日午後三時五十分第一委員室で開議、委員長及び副委員長の互選を行い、委員長に齋藤（正）委員（社會）、副委員長に渡邊（秀）委員（農協）を決定、ついで議事の運営について協議の結果、明二十六日各黨の意見を持ちより審議することに決定して午後三時五十八分散會。

○八月二十六日午前十一時十五分第一委員室で開議、付託議案第一號北海道稅條例設定の件について審議、本案についての質疑應答ののち、各黨の修正意見についての報告があり、これが修正點の一致を見えだすべく、更らに、小委員を挙げ検討の結果、田中（信）小委員（民主）より修正意見の一致を見え旨の報告があり、委員長よりこのことについて諮り、小委員會の報告の通り決定して午後七時二十五分散會。

○八月二十八日午前十一時三十五分第一委員室で開議、金澤書記をして委員長の報告案を朗讀せしめ、この報告案の可否を諮つて異議なく報告案の通り決定して午前十一時四十五分散會。

常任委員會

▲總務委員會

○八月二日午前十一時五分議長室で開議、電源開發推進本部調査計畫課長より雨龍川綜合開發計畫について説明、財政課長より二十五年道費追加更正豫算、電気事業費、恩給基金特別會計豫算、第三百五十一回起債、特別會設定及び一時借入等についての説明があり、これに對する質疑應答があつて、狩太村長より九月一日より奇井江、狩太兩村に町制施行方の陳情を聴取して午後零時十分散會。

○八月四日午前十一時五十分第一委員室で開議、法規課次長より北海道公告式條例設定の件について説明、ついで蛇田郡狩太村及び空知郡奈井江村を町とするの件については説明を省略してこれを諒承、俱知安町長より青空學校については、起債が二千五百萬圓認められたとの趣きであるので、この際道費で補助をなし本年にをもつて青空學校を解消せられたい旨の陳情を聴取、又山仁村長より山仁村の町制施行方についての陳情聴取、西田委員より苦小牧市における水害の状況について説明し、これが應急復舊を圖りたい旨の要望があつて午前十一時十分散會。

○八月二十二日午後一時五十分第五議員室で開

議、弟子屈町長より全道町村會を代表し窮迫せる町村財政の現況に鑑み、法定外普通税としての家畜税を町村において賦課できるよう配意されたい旨陳情、財政課次長より工事請負契約締結に關する件及び物件購入契約の締結に關する件について説明、これに對する質疑應答があつて、稅務課長より北海道稅條例設定の件について説明、これに對する質疑應答があり、財政課次長より渡島支廳々舍移轉の件について説明があつて、これを諒承午後三時四十分散會。

○八月二十八日午後三時四十分第二委員室で開議、地方財政問題に關し函館市においてシャウ博士に對し陳情をなすこと及び財政調査のため東京都を委員を派遣することを決定、又町制施行及市町村境界變更實地調査のため、班を二つに分ち、一班は九月十二日より七日間の豫定で、山仁村、稚内市、豊富村え、二班は九月十一日より八日間の豫定で、白糠村、佐呂間村、標茶村、下湧別村え、それぞれ委員を派遣することを決定して午後四時十分散會。

▲民生委員會

○八月四日午後三時二十五分第二委員室で開議、道當局より推薦方依頼のあつた、青少年問題審議會の委員の選定について協議、その結果、武田農、西村（社）、西田（自）、本間與（民）の各委員を決定、消防課長より七月三十一日より八月二日にかけての豪雨による道内の水害状況

について説明、委員会としてはこの水害に對する措置につき、後日協議することとして午後四時散會。

○八月二十六日午後一時三十分副議長室で開議、請願の審査にはいり、請願第十四號道立女子教護院設置の件不採擇、請願第十五號道立養老院設置の件外一件採擇、請願第九十六號天鹽郡豊富村國民健康保險児科診療所新設に對する特別國庫補助金交付の件保留、をそれぞれ決定し、ついで八月二十六日より二日間の豫定で、豊平町、廣島村、千歳町に消防施設調査のため、委員を派遣することを決定して午後二時十分散會。

▲經濟委員會

○八月十四日午前十一時第二委員室で開議、渡島支廳産業課長より七月十四日乃至十六日にわたる豪雨により七飯、大野、龜田、上磯、錢龜澤の各町村が蒙つた農作物の被害に對する緊急救済措置を講ぜられたき旨陳情、農政課肥料係長より炭酸石灰増産施設計畫について、農試畜産部塚本技師より北海道種畜場増殖機關設立計畫案についての説明があつて午後零時十五分休憩、午後零時四十五分再開、引續いて種畜場増殖機關設立案について協議、各委員からそれぞれ質疑及び意見の交換があり、その結果委員會として種畜機關は瀧川に種羊場、新莊に種畜場を置くという原則で二場案を決定、なお、訓子

府の分場については當局に適當なる措置を講ぜしめることとした、ついで農業改良普及委員會協議會長より農業改良普及員の定員増加及び待遇改善その他につき、道費支出方についての陳情聴取、新十津川、長沼、白老各村の代表、苫小牧市代表及び石狩支廳長より八月一日乃至二日の豪雨により農耕地、農作物に甚大なる損害を蒙つたことに對し、これが緊急救済措置を講ぜられたい旨の陳情聴取、農政課次長より七月三十一日より八月二日にわたる豪雨による被害状況について説明、これが對策樹立機關として農業災害對策委員會の設置を決定、續いて昭和二十六年度農業關係國費豫算の折衝經過について説明、上京中の農政課長より經濟委員三名程に上京せしめられたい旨の電報があり、このことについて協議し、委員會として後藤（農協）、宮本（農協）、佐久間（自由）の各委員を派遣せしめることに決定、畜産課長より二十六年度畜産關係國費豫算要求の概要について、農政課次長より二十五年度農政課所管の道費追加豫算の概要について、畜産課家畜衛生係長より傳食馬檢診手数料の收納状況についてそれぞれ説明があつて午後三時十分散會。

▲水産、土木合同審査會

○八月七日午前十時五十分第五議員室で開議、土木部と水産部との合議の上草案した漁港の種類指定に關し協議、港灣課長よりこのことに關

して説明があり、又各委員よりそれぞれの意見の發表もあつたが、その結果草案の一部を修正して本案を諒承午後二時散會。

▲水産委員會

○八月七日午後二時三十分議長室で開議、漁政課長より因漁對策に關する中央折衝の状況とその結果について報告、松平委員より漁政課長歸廳後における因漁に對する應急及び恒久對策、漁業保險制度の法制化、その他資金等について關係各廳との折衝經過について報告、ついでさきの委員會で決定を見た、入會反對及び海域資源調査の早急實施等について、第二次の上京委員の派遣について協議、その結果、中牧（自由）石田（自由）、時田（社會）の各委員を派遣せしむることを決定して午後三時十分散會。

○八月二十八日午前十一時水産部長室で開議、請願及び陳情の審査にはいり、請願第九十三號上ノ國村汐吹大火災復興に關する件採擇、陳情第三百三十號機船底曳漁業に對する禁止期間變更の件外四件採擇、陳情第三百十五號因漁對策に關する件外二件保留、をそれぞれ決定、ついで漁政課長、水産試験場長、水産物検査所長より各所管の道費追加豫算の内容について説明があつて午後二時二十五分散會。

▲商工委員會

○八月二十六日午前十時五十分第二委員室で

開議、函館市助役より水産物取引所の設置方について陳情があつて、請願及び陳情の審査にはいり、請願第九十九號商品取引所上場商品指定追加及び取引所設置の件外一件保留、陳情第九百五十三號昭和電工株式会社旭川工場存続に關する件外一件採擇、昭電旭川工場外主要工場が電力料金制度における地域差が膨大なるため危機に類している状況であるので、電力料金改訂に關する建議案を提出することに決し、案文は委員長に一任、ついで道南振興協議會長より道南における電力の充實について、北海道電力民主協議會議長より今冬の渇水対策について、それぞれ陳情を聴取、商工事情調査のため各黨より一名を上京せしめることを決定、商工振興、交易觀光の各課長及び工務課次長並びに地下資源調査所長より各所管の道費追加豫算の内容について説明を聴取して午後三時十分散會。

○八月二十八日午後一時七分第二委員室で開議、陳情の審査にはいり、陳情第九十九號瀧川化學工業株式會社をメタノール合成工場轉換に關する件を採擇し、瀧川化學工業工場のメタノール合成工場轉換促進に關する建議案を提出することを決定し、案文は委員長に一任して午後一時十五分散會。

▲林務委員會

○八月二十九日午前十一時第二委員室にて開議、付託請願及び陳情の審査にはいり、請願第

二三一號大雪山公園地帯中にある湧駒別に通ずる林道改修の件調査保留、請願第二三二號小樽市に道營による木材倉庫設立の件採擇、陳情第一五〇號木炭格納施設建設方の件採擇、にそれぞれ決定して午後一時三十分散會。

▲開拓及び農地委員會

○八月二十八日午後一時二十分第二委員室にて開議、中央において削減を見た昭和二十五年産開拓豫算（公共事業費）の復活折衝のため、八月二十八日より十日間の豫定で、宮北（農協）、本多（農協）、田中（三）（白山）、兒玉（白山）の各委員を上京派遣せしめることを決定して午後二時五分散會。

▲土木委員會

○八月四日午後一時二十五分第二委員室で開議、土木部次長より札幌、苫小牧及び新十津川地方の水害状況について説明、委員會として必要な措置を講ずるため現地調査を行うこととし、班を二つに分ち、第一班は廣島村及び苫小牧方面え、第二班は新十津川方面え、それぞれ委員を派遣することを決定して午後一時四十分散會。

○八月七日午後零時十五分議長室で開議、漁港の種類指定案について協議、委員よりそれぞれ質疑及び意見等があり、その結果、この案の一部を修正してこれを合同審査會に提出すること

を決定、ついで新十津川村長より新十津川村水害に對する緊急對策についての陳情を聴取午後一時十分散會。

○八月二十五日午後一時十分第一委員室で開議、八月二十八日東京において開催の災害復舊促進全國大會出席者の選定について協議、その結果、中牧（白山）、高橋（辰）（社會）の兩委員を出席せしめることに決定、ついで土木現地調査について協議、その結果、班を二班に分ち、一班は九月五日より五日間の豫定で上川、宗谷支廳管内え、二班は九月三日より三日間の豫定で釧路支廳管内へ、それぞれ派遣することを決定、石崎議員（白山）より仙法志船入湖の岩盤掘さくの補助方についての陳情を聴取午後一時三十分散會。

○八月二十八日午後三時五十分第二委員室で開議、二十五年産港灣關係の起債の急速實施、二十四年度で決定を見た道費河川の昇格方の急速實施及び二十五年産各市町村道路修繕補助の三千萬圓を五千萬圓として二千萬圓の増額實施方について、委員會としてこれが推進を圖るため、知事に中入をなすことを決定して午後四時二十分散會。

▲勞働及び建築委員會

○八月二十五日午後四時十分勞働部長室で開議、勞働部長より勞政、勞働教育、職業安定各課の道費追加豫算の内容について説明、これに

對する質疑應答があつて午後五時五十分散會。

▲北海道開發審議會常任委員會

○八月二日午後三時二十五分議長室で開議、會長より當審議會設置に至りたる經過を説明し、審議の基本方針について諮る、各常任委員より夫々意見の發表あり、知事より道の方針及計畫の概要を聴取し道と提携急速に方針決定の必要があるので、知事と議長との話合いで更めて協議することに決し午後五時十分散會。

○八月八日午後三時より議長室において開議、會長より審議會の重要性を強調し開發計畫の目標及調査完了時期の見透し等について諮る、各委員より夫々意見の開陳があつてのち、野口副知事より道の開發計畫の内容及び機構並びに現在の進行状況等についての説明を聴取し、議會及び理事者側との關係を一層緊密にする後明日知事の出席を求めて具體的に協議することを決定して午後五時三十分散會。

○八月九日午後四時二十分定山溪土木寮において開議、前日に引續き道の方針及び計畫内容等について、知事、野口副知事、文木總務部次長との間に種々質疑應答が重ねられ、議會審議會及道における開發計畫案は十年計畫を基準として、一應五カ年間の具體案を作成することに決定し、七名の部門別擔當小委員を選任し、經費事務室其の他の具體的事項を協議して午後六時十五分散會。

○八月十八日午前十一時二十分議長室において小委員會を開議、會長より事務補助者についての構想、開發計畫に關する參考資料等についての意見の發表があり、高橋開發計畫課員より道審議會機構、計畫案完成時期及び調査の範圍等についての説明を聴取したるのち、小委員五選によつて農林水産、文化厚生、建設、鑛工、各班の分擔委員を選衡、事務補助定數等について協議し午後二時散會。

○八月二十二日午前十一時三十分開議、會長より常任委員全員を擔當部門別に振割すること及び主査、副主査等の問題について諮る、種々協議の結果、委員の常駐は議會終了後とすることと、主査、副主査は必要に應じ設置することとし保留、常任委員全員を部門毎に割振ることにしては今後の研究に待つことにそれぞれ決定して午後一時三十分散會。

會 合

▲全國議長會幹事會地方行政調查會役員會合同協議會

○七月二十五日午前十一時より東京都議會議事堂に、北海道、岩手、秋田、東京、神奈川、千葉、栃木、山梨、長野、愛知、三重、福井、京都、大阪、兵庫、鳥取、高知、福岡の各幹事縣が出席、全國議長會幹事會と地方行政調査會役

員會との合同協議會が開催せられた、開會にさきだち、石原會長（東京都議長）より本日出席の新任幹事縣（三重、福井の兩副議長）をそれぞれ紹介ののち、かねて本會より地方行政調査委員會專門調査員として推せんした岩本京都府議長に對し七月十三日付で内閣より任命發令があつた旨を報告、岩本專門調査員よりつぎのような挨拶があつた、「自分の所屬している第三部會は、（行政の運営面に關する調査）を擔當することになつており、調査委員會の第一段階の結論は、本年十月までにまとめることになつてゐる、自分はこの仕事の重要性を十分痛感しており、各位の御協力を得て十分努力したいと考えてゐる」……つぎに協議にはいり、（一）改正地方税法案の成立促進について、會長より目下國會で審議中の改正地方税法案は、大體成立の見通しがついたので、この會議を招集した當時と事情を異にするが、本作は地方にとつて重要なことであるので、この際關係方面に成立促進方を陳情すべきか否かについて諮り、意見交換の結果、改正地方税に對する陳情を提出することとし、その實行については會長一任に決定した。

（二）教育委員會制度の廢止について、鳥取縣議長よりこの問題については、中國ブロック議長會で協議したが、替否兩論があり結論に達せず一應全國議長會幹事會で検討してもらいたいとの趣旨である旨説明、意見交換の結果、教育委員

會の制度廢止については原則的には不可なるも、委員の選舉制度や運営上の問題については、なお、検討の必要があろうということになり、今後この方面について、更らに研究することになった、ついで地方行政調査會の囑託として就任された東京大學田中教授よりつぎのような所見と挨拶があつた、現在既に御意見もでているが、すぐ結論をだすことはむずかしい、今後全ブロックや地方の資料意見をたくさんいただいて研究調査し御協議した上、皆さんの意思が反映した案を作りたい、わが國の從來の地方行政の實態は、官治行政面が強かつたのであるが、新憲法によつて地方分權的地方制度が保證され、これによつて地方自治法が制定された、この法律も數次の改正の結果一應その形を整えたのであるが、現實は具體的内容においても又いわゆる他の特例の法律の制約を受けて骨抜きとなつてゐる、地方自治體の擴充も現在の財政的状況では一舉には困難である、事務配分でも現行法では國に對する地方の事務は一應明確であるが、縣と市町村の配分の標準がない、この兩者の仕事の分け合い及びその財源措置については市町村の區域の検討が必要である。

從來の地方財政の貧困は大藏省が強かつたことや國の財政に餘裕がなかつたからであらうが、シャウヅ勸告はその點一つの重要な批判を與えたものといえる、私見としては日本の地方行政の確立は地方のためのみならず國全體の發

展のためそれには將來の自治體としての姿を畫く必要がある、しかし理想を遊離したものは、かつて明治時代の例でもわかる通り禍根をのこすものであると考えている。

今は市町村には庶民の密接する仕事を移譲するための一般原則と、都道府縣はその統轄團體として全體として住民の福祉に關する事務の配分を行うことが必要であり、その場合財政能力を考へて理想に近づけしめるのが妥當と考へる。

なお、具體的の問題については色々皆さんの意見や御希望を充分参しやくしてやつて行きたい………つぎに本會今後の活動その他についてつぎの通りそれぞれ意見の開陳及び申合せがなされた。

1、大阪府から資料のしゅう集方について督促方の申出があり、更らに議長會事務局から各縣及びブロックに督促することに申合せた。

2、愛知縣から特別市の問題につき特別市と府縣との關連の複雑性を述べ問題解決の方法を研究されたい旨を希望、これに對し大阪から特別市制の問題は一般的な行政改革問題とは異なるが當調査會の仕事の一環として検討することに願ひたい旨を述べた。

3、北海道から道のもつ地方特殊性、分縣論開發計畫等の話があり、他府縣と違つてゐるから特別な考察が必要である旨の意見發

表があつた。

これ等に對し、會長より何れも今後の問題として研究したい旨、又田中教授より研究して趣旨に沿うようやつて行きたい旨の意見があつて午後二時二十分閉會。

雜 錄

道會開設五十年記念式及び 議事堂落成式開催決まる。

八月二十八日の各派交渉會において本件が取上げられ左記要領を以つてこれを開催することが決定した。

一、趣 旨

明治三十四年三月二十八日北海道會法が北海道地方費法及び北海道會議員選舉法とともに公布せられ、同年四月一日から施行せられ、同年八月十日第一回の總選舉が實施せられ北海道會が開設せられて茲に五十年、當時人口百萬議員定數三五が今や人口四百二十萬議員定數八一を擁して、本道開拓の進展に伴ひ地方自治の輝しい發展を遂げ今日に至つた。

しかも茲に新議事堂が落成し、今や日本復興の大使命を荷負つて本道が更に大躍進を遂げんとするの好機に當り溫古知新過去五十年の歩を回顧し新しい飛躍への途出として北海道會開設五十年記念式典を新議事堂落成式と兼

ねて執行せんとするものである。

二、時日及び場所

昭和二十五年十一月三日(木)

新議事堂

三、行 事

1. 落成式及び記念式(於新議事堂)

2. 議會資料展示會(〃〃〃)

道會開設以來の記録資料統計等の展示

3. 道會五十年の回顧、編纂

4. 道會回顧座談會
5. 道議會史の編纂着手

四、行事細目

1. 落成式における感謝状及び記念品贈呈

2. 記念式における表彰者の範圍

3. 式典參集範圍

4. 職員表彰

5. 所要經費

二十年以上及び特別功勞者

二十年以上

十五年以上
十年以上
十年以上
約五百人
調査中
二〇人

五、所要經費 二百萬圓
但し記念品等經費増大の場合増額すること。

▲議員の動靜

出張期間	用 務	氏 名
八月五日より 二日間	道議會事務打合のため (旭川市)	議長 坂 東 秀太郎 議員 吉田 定次郎 議員 岡 田 政次郎 議員 石 川 露 松 議員 田 中 保 雄
八月五日より 二日間	水害地視察のため (苫小牧市及膽振支廳管内)	議員 中 福 吉 高 岩 議員 牧 島 山 橋 本 議員 利 定 長 辰 政 議員 保 雄 郎 松 男 一
八月五日より 二日間	水害地視察のため (空知支廳管内)	議員 山 土 原 議員 田 井 野 議員 清 干 米 議員 亞 海 作
八月六日より 三日間	農耕状況調査のため (空知支廳管内)	議員 佐 後 久 間 藤 議員 貞 三 男 六 議員 江
八月七日より 三日間	農耕状況調査のため (石狩支廳管内)	議員 時 田 余 吉
八月七日より 三日間	社會事業施設のため (旭川市)	議員 本 西 林 本 佐 武 議員 多 宮 村 間 藤 田 議員 正 章 武 謙 興 初 治 議員 太 雄 郎 夫 二 郎 吉 作

八月七日より 五日間	道議會事務打合のため (石狩支廳管内)	議長 坂 東 秀太郎 議員 吉田 定次郎 議員 岡 田 政次郎 議員 石 川 露 松 議員 田 中 保 雄
八月八日より 一四日間	因漁對策のため (東京都)	議員 岡 田 政次郎 議員 石 川 露 松 議員 田 中 保 雄
八月八日より 四日間	農耕状況調査のため (膽振支廳管内及苫小牧市)	議員 岡 田 政次郎 議員 石 川 露 松 議員 田 中 保 雄
八月一二日より 二日間	道議會事務打合のため (旭川市)	議長 坂 東 秀太郎 議員 吉田 定次郎 議員 岡 田 政次郎 議員 石 川 露 松 議員 田 中 保 雄
八月一五日より 八日間	土木状況調査のため (帯廣市及十勝、釧路國各支廳管内)	議員 吉田 定次郎 議員 岡 田 政次郎 議員 石 川 露 松 議員 田 中 保 雄
八月一五日より 八日間	商工事情調査のため (稚内市及十勝、釧路國各支廳管内)	議員 本 間 興三郎 議員 岡 田 政次郎 議員 石 川 露 松 議員 田 中 保 雄
八月一六日より 七日間	土木状況調査のため (帯廣市及十勝、釧路國各支廳管内)	議員 佐 々 木 利 三 郎 雄 議員 岡 田 政次郎 議員 石 川 露 松 議員 田 中 保 雄
八月一六日より 五日間	土木状況調査のため (旭川市及空知、上川、宗谷各支廳管内)	議員 原 土 野 井 米 干 作 海 議員 岡 田 政次郎 議員 石 川 露 松 議員 田 中 保 雄
八月一六日より 一日間	道議會事務打合のため (旭川市)	議長 坂 東 秀太郎 議員 吉田 定次郎 議員 岡 田 政次郎 議員 石 川 露 松 議員 田 中 保 雄
八月一八日より 四日間	林業指導所視察のため (旭川市)	議員 北 平 渡 林 田 邊 屹 助 駒 郎 市 治

八月一九日 より一日間	道議會事務打合のため (旭川市)	議長 坂東秀太郎
八月一九日 より二日間	林業指導所視察のため (旭川市)	議員 田中三治
八月一九日 より三日間	林業指導所視察のため (旭川市)	議員 青木達徳 武太郎
八月二四日 より二日間	道議會事務打合のため (苫小牧市、石狩支廳管内)	副議長 鈴木源重
八月二四日 より一日間	道議會事務打合のため (旭川市)	議長 坂東秀太郎

八月二六日 より二日間	災害復舊促進全國大會出席のため (東京都)	議員 高橋辰一
八月二八日 より二日間	道議會事務打合のため (東京都)	議長 坂東秀太郎
八月二八日 より三日間	公共事業費豫算獲得のため (東京都)	議員 宮本多吉 山本三治 北三郎
八月二九日 より一日間	財政調査のため (東京都)	議員 大西武三郎 齋藤三郎
八月三一日 より四日間	道議會事務打合のため (空知支廳管内)	副議長 鈴木源重

▲來 往

○新潟縣議會文教常任委員一行八名は、八月三日函館着で來道、教育行政その他につき、旭川市及び膽振支廳管内を視察し七日退道した。

○福島縣議會經濟常任委員一行八名は、八月五日函館着で來道、本道産業施設調査のため、旭川市及び膽振支廳管内を視察し十日退道した。

○千葉縣議會經濟常任委員一行九名は、八月十二日函館着で來道、本道産業及び労働事情調査のため、旭川市及び上川、膽振各支廳管内を視察し十七日退道した。

○三重縣議會經濟常任委員一行三名は、八月十八日函館着で來道、經濟行政その他につき、旭川市及び膽振支廳管内を視察し二十日退道した。

資 料

▲昭和二十六年年度國庫豫算の編成方針について

昭和二十六年年度國庫豫算の編成方針並びに豫算に關する細目案が、去る七月十一日閣議の決定を見たので、これをつぎに掲げ參考に供する次第である。

昭和二十六年年度豫算編成方針

一、均衡財政の堅持と豫算總額の削減
財政の基本方針として總合豫算の均衡を確保し、經濟の安定を維持するとともに極力歳出を抑制し、豫算總額を削減して國民負擔の軽減を圖る、このため

1. すべての經營につきその緊要性と効率とを精査するとともに、極力物件費の節約に努

める。

2. 一般會計では、法律の規定によるものを除くほか、債務償還費の計上を廢し、産業資金の供給は、原則として見返資金ならびに國民の自發的貯蓄にまづものとする。

3. 主食以外の配給、價格などの統制は原則として撤廢し、價格補給金の削減、公園の廢止などは既定の方針を遂行する、なお國際小麥協定への參加を講じ輸入食糧に對する補給金の節減を期する。

二、行政の合理化と公務員給與の改善

1. 經濟の推移に伴い、行政全般を再檢討し、權限の分散と重複とを省き、不急の事務を整理し、行政機關及び政府關係機關の機構の刷新合理化を行う。

2. 公務員給與を改善し、官廳能率の刷新向上に資する。

三、經濟基盤の充實

1. 公共事業の重點を治山、治水その他災害の防除、復舊、道路、港灣、農業土木、運輸通信などの施設の改良復興に置き、經濟基盤を充實するとともに雇傭機會の増大を圖る、なお公共事業の範圍は、その本來の趣旨に鑑み國土の總合的保全開發に關するものに限る。

2. 農業生産を確保し農家經濟を健全化するため、農地改良事業の充實と農業金融の疎通に留意するほか、國際價格とにらみ合せて米麥の價格を調整する。

3. 電力、造船その他基礎産業部門の再建に緊急な資金で、一般金融機關で融通がむずかしいものは見返資金からの融資の行ひほか預金部資金の效率的な利用を圖る。

四、輸出の振興

1. 輸出貿易を振興するため、輸出金融公庫を活用し、外國および外國貿易業者に對する長期クレジットなどの途を開く。

2. 見返資金などを活用して國內輸出産業および輸出業者に對する長期金融を圖るほか輸出増進に大きな寄與をしている中小企業に對する貸付を増加する。

3. 右の措置と併行して、國際通貨基金および國際開發銀行への參加を懇請する。

五、社會政策の強化と失業對策の充實

1. 社會保障制度は、現行の制度を漸進的に統一整備する方針の下に、社會保險その他生

活援護に關する公的扶助制度の運営を適生化するとともに結核對策を中心として醫療機關の整備と公衆衛生の向上を圖る。

2. 生業資金、住宅資金などは前年度に引續き確保し、社會福祉の向上を期する。

3. 失業對策としては、生産的事業により、失業者の吸收を圖るほか引續き失業應急事業を考慮する。

六、文教および科學の振興

1. 文教の振興は、その重點を義務教育におくほか育英資金の増額を考慮する。

2. 科學の振興は産業經濟の發展に寄與できるよう、重點的に配意する。

七、治安の確保および平和體制の整備

最近の情勢に鑑み警察および海上保安を充實強化し國內治安を確保するとともに在外機關の擴充その他平和體制整備の措置を講ずる。

八、税制の改正と地方財政の確立

1. 歳出削減から生ずる余裕をもつて所得税を中心とする減税を行う。

2. 國税については最近の情勢に對應して、全般的にその合理化を圖る。

3. 地方財政については、國と同調して行政の合理化と經費の節減とに努めるとともに地方自治の本旨に従い國と地方との事務および經費の負擔區分の確立を圖る、なお災害復舊費の全額國庫負擔の制はこれを廢止

する。

昭和二十六年度豫算編成に關する

細目(案)

一、公共事業費の取扱

1. 公共事業費の範圍は國土の綜合的開發保全に關するものに限ること。

2. 従つて河川砂防、道路、港灣(漁港を含む)農林、土木、造林、都市計畫、水道、住宅に關する經費の要求については、經濟安定本部において調整し同部より大藏省に提出することとし官廳營繕、厚生、文教、海上保安並びに各種調整等の經費については各省より直接大藏省に經費の要求を提出すること。

3

公共事業費の豫算は見返資金によるものを除き豫算作成前において事項別内譯を決定しこれを各管省豫算に計上する、但し豫算實行上必要を生じた場合各省所管の間において豫算の移し替え措置を認むること。

4. 災害のためにする豫備費的事業費は經濟安定本部所管に計上し、大藏省と經濟安定本部と協議の上その使用を決定し各省所管に移し替え實行すること。

5. 公共事業費の豫算實行に關する安本の認證は廢止すること。

6. 公共事業費の計畫的施行を可能ならしめるため數カ年を通ずる繼續費の制度を考慮すること。

二 北海道総合開発行政費の取扱

北海道開発廳の設置に伴い北海道の総合の開発に關する計畫の調整は同廳が行うこととなるが、これに關する豫算の計上及び運用については左によること。

1 北海道の総合の開発行政に關する經費の内、公共事業以外のものについては從來通り各省所管に計上し、北海道開發廳が施行の調整に當ること。

2 北海道開發に關する公共事業費は一應北海道開發廳豫算に計上する。

3 現在各省各廳に計上されている北海道開發事業に關する人件費事務費は北海道開發廳の豫算に計上すること。

三、人件費物件費等の取扱

1 人件費の單價は最近の現給を基礎とすること。

2 旅費については裁判、檢察、警察、警察關係のものを除き原則として標準豫算額の五%を下らざる額を節減すること。

3 物件費（交際費及び報償費を含む）については左にかかせるものは除き標準豫算額の一〇%を下らざる額を節減すること。

4 特別會計等の商品費

5 裁判費、檢察費、捜査費

6 學校、試験研究所等における研究費

7 病院療養所における患者費

8 刑務所收容費及び作業費

4 補助費委託費についてもその内容に應じ右各號に準じて取扱うこと。

四、行政の簡素合理化

1 統制事務の整理、機構の改廢等による人員の減少は當然であるが、その外各省各廳は嚴に欠員の不補充を勵行すること。

2 新規人員の増加は振替によるものの外一切認めないこと。

3 各種審議會、調査會顧問參集等の制度を整すこと。

五、地方財政

1 災害救助費の負擔制度を改正すること。

2 地方團體に對する既往の貸付金元利補助利子補助水道費補助等を整理すること。

3 地方團體に對する現行補助金を再検討する外各省は地方財政平衡交付金の算定に必要な基礎資料を提出すること。

地方自治法に國する質疑應答

議會に關する事項

●町長の發案にかゝる「町長の信否を町議會に問う」議案其の他について

問一、自己の信否を町議會に問う議案の發案權は町長はもつてゐるか。

二、發案權の有無に拘らずこれが議案として提出された場合議會は議決すべき義務があるか。

三、議會はこれに對し議決の義務なしとして議決しなかつた場合、町長の専決處分により町議會を解散できるか。

四、町長が解散できるものとして、解散處分をなした場合その法的効果は有効となるか。

五、前項により町長が解散處分をなした場合、議會は町長を被告として所轄裁判所に對して解散確認無効の訴を提起できるか。

六、議會が解散無効の訴をなした場合、町長は行政事件訴訟特例法第一〇條第二項但書の規定に基き總理大臣の權限の發動申請をなすことができるか。

答一、長が自己の信任を議會に問うことは差し支えないが、これを議案として議會に提出することはできない。

（理由）不信任議決は議會が機關としての意思を決定するものであるから、法律に特別の定がない限りその發案權（發議權）は議會に專屬する。

二、町長からその信任を問われた場合、議會としては、それを議案としてとりあげ、採否を決すべき法律上の義務は、政治道德の見地よりすれば、町長の信任案を議題としてなんらかの意思を表示するのが適當である。

三、四、一により承知されたい。

五、解散處分に不服がある者より出訴することはできる。

六、申請をすることは差し支えない。

●議會常任委員選任に關する疑義について

問 條例により議會常任委員正副委員長を議會で選任したところ、本人より「一身上の都合により就任を承諾せず」との届出ありたる場合その届出は効力を有するか。なお、辭任願提出の場合、閉會中であれば議長がこれを拒否すべきか、又次の會期まで保留するは差し支えなきか。條例中には何等規定なし、何分の御回答を乞ふ。

答 前段有効である。後段受理すべきである。

昭和二十五年年度豫算現計調(昭和二十五、八、四現在)

一般會計 歳入の部

科 目	既決豫算額	追加	總額に對する割合	計
道 稅	三、四一〇、三〇〇	—	三六・三	三、四一〇、三〇〇
公營企業及財産收入	一四七、四五一、八〇〇	—	一・三	一四七、四五一、八〇〇
分擔金及負擔金	一、七〇〇、九〇〇	—	一・五	一、七〇〇、九〇〇
使用料及手数料	四九、四六、九〇〇	—	三・三	四九、四六、九〇〇
寄附金	六、五八、五〇〇	—	〇・五	六、五八、五〇〇
繰入金	二四、七〇、七〇〇	三、五〇〇	〇・九	二四、八〇六、二〇〇
繰越金	二〇〇、七三、五〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	二〇・二	二四〇、九三、五〇〇
雜收入	五、六、五〇〇	—	四・四	五、六、五〇〇
道 債	八七、九〇〇、〇〇〇	—	六・七	八七、九〇〇、〇〇〇
純道負擔計	五、九六、六〇〇、七〇〇	四、三〇五、五〇〇	四八・〇	五、九六、九六六、二〇〇
地方配付稅	一、三三、一二五、〇〇〇	—	一四・七	一、三三、一二五、〇〇〇
國庫支出金	五、〇〇〇、〇〇〇	一、六四七、〇〇〇	三九・四	五、一五九、二四六、〇〇〇
純國庫負擔計	七、〇九二、一五五、七〇〇	一、六四七、〇〇〇	四二・〇	七、〇九二、一五六、一〇〇〇
歳 入 計	三、〇六、六六、四〇〇	二、五二〇、八〇〇	一〇〇・〇〇	三、〇六、六六、四〇〇

一般會計 歳出の部

科 目	既決豫算額	追加	總額に對する割合	計
議會費	三、五〇、〇〇〇	—	一・三	三、五〇、〇〇〇
道廳費	一、三〇、五九一、〇〇〇	一、七七一、〇〇〇	八・五	一、二八、八〇二、〇〇〇
警察消防費	一五、五五五、〇〇〇	—	〇・三	一五、五五五、〇〇〇
土木費	二、六三三、四四三、〇〇〇	—	三・四	二、六三三、四四三、〇〇〇
教育費	四、〇五八、〇〇〇	—	一三・四	四、〇五八、〇〇〇
社會及勞務費	一、三三九、九七〇	—	四・七	一、三三九、九七〇
保健衛生費	五、五五九、〇〇〇	—	一八・三	五、五五九、〇〇〇
産業經濟費	三、一四九、九四八、〇〇〇	—	一〇・六	三、一四九、九四八、〇〇〇
財產費	二九、四三三、〇〇〇	—	一・〇	二九、四三三、〇〇〇
統計調査費	三、七七一、〇〇〇	—	〇・五	三、七七一、〇〇〇
選舉費	七、七七一、〇〇〇	—	〇・七	七、七七一、〇〇〇
公債費	二、三〇五、〇〇〇	—	一・三	二、三〇五、〇〇〇
諸支出金	四、〇〇〇、〇〇〇	四、三三九、九〇〇	三・六	四、〇〇〇、〇〇〇
豫備費	五、〇〇〇、〇〇〇	—	〇・四	五、〇〇〇、〇〇〇
歳 出 計	三、〇六、六六、四〇〇	二、五二〇、八〇〇	一〇〇・〇〇	三、〇六、六六、四〇〇

附 録

▲請 願

第一回臨時道議會において各常任委員会に付託した請願は次のとおりである。

付託 委員会	請願番 号	件	名	請願者
水産	請願第一九三號	上ノ國村汐吹大火災復興に關する件	上ノ國村長 澤村才藏	
土木	第一九四號	灌溉用水路取入口工事復舊の件	上白石連合用水組合長 福島利雄	
開拓 及農地	第一九五號	市町村農地委員会補助金道費支出の件	北海道都市農地委員会 連合協議會長 福島利雄	

第四回定例道議會において各常任委員会に付託した請願は次のとおりである。

付託 委員会	請願番 号	件	名	請願者
民生	請願第一九六號	天鹽郡豊富村國民健康保險免診療所新設に對する特別國庫補助金交付の件	豊富村長 相馬惣三郎	
經濟	第一九七號	原料乳酪農產品検査條例實施の件	北海道酪農協會會長 鹽野谷平藏	
土木	第一九八號	芽室川災害防除工事道費補助の件	芽室町長 大村捷三	
商工	第一九九號	商品取引所上場商品指定追加及び取引所設置の件	小樽市議會議長 岩谷靜衛	
土木	第二〇〇號	苦小牧川護岸災害復舊工事施行の件	苦小牧市長 田中正太郎	
同	第二〇一號	勇拂川改修工事施行の件		
同	第二〇二號	第三幹線排水路掘さく工事施行の件		

同	同	第二〇三號	有珠川下流に捷路を掘さくの件	同
同	同	第二〇四號	苦小牧川落口護岸工事緊急施行の件	同
同	同	第二〇五號	溝掘鑿の件	同
同	同	第二〇六號	河川護岸工事施行及び鐵道横斷箇所の改良工事施行の件	同
同	同	第二〇七號	第三幹線排水溝改良工事施行の件	同
同	同	第二〇八號	豊富村に道立家畜保健所設置の件	豊富村長 相馬惣三郎
同	同	第二〇九號	水害による災害復舊工事促進の件	札幌市議會議長 福島利雄
同	同	第二一〇號	水害復舊費の全額國庫支出の件	同
同	同	第二一一號	水害復舊對策に關する件	同
同	同	第二一二號	尾幌原野開拓工事施行の件	厚岸町長 土岐紀文
同	同	第二一三號	濱中・厚岸間兩町村水産業開發道路改修工事施行の件	同
同	同	第二一四號	厚岸港修築工事繼續施行の件	同
總務	同	第二一五號	社團法人北海道文化協會に對し道費出資の件	北海道文化協會 理事長近藤喜兵伍
經濟	同	第二一六號	災害農家の生産費に對する助成の件	苦小牧市長 田中正太郎 外一名
土木	同	第二一七號	阿蘇内上尾幌間道路改良工事施行の件	厚岸町長 土岐紀文
同	同	第二一八號	町村道併川道路改修工事道費補助の件	上富良野村長 田中勝太郎

同	同 第二九號	火防用水路施設工事に對し補助金交付の件	同
商	工同 第三〇號	元日本セメント株式會社土別工場再開の件	土別町長 中屋 金次郎
土	木同 第三一號	北海道土功組合連合會の共済施設費に對し相當額の道費補助金繼續支出方促進の件	北海道土功組合連合會長 坂本 北十五夫
商	工同 第三二號	中小炭鐵危機案破特別融資の件	日本炭鐵労働組合北海 道地方本部 戸芳二 外十六名
土	木同 第三三號	菅更村河川治水工事施行の件	菅更村長 神川 柳助
同	同 第三四號	白糖足寄間道路改良開さく工事施行の件	白糖村長 青木 金吾 外一名
同	同 第三五號	茶路川庶路川河川改修工事施行の件	同
同	同 第三六號	廣尾港改修工事施行の件	廣尾町長 元野 元吉
同	同 第三七號	白糖村船入洞改修擴張工事施行の件	白糖村長 青木 金吾 外一名
同	同 第三八號	火防井戸（水溜）設置に對し道費補助の件	上富良野村長 勝次郎
同	同 第三九號	福島町船入洞擴張工事施行の件	福島町長 藤 福次郎 外二名
同	同 第三〇號	仙法志村政治泊船入洞修築工事施行の件	仙法志村長 井田 定勝
林	務同 第三一號	大雪山國立公園地帯にある湧駒別に連する林道改修の件	東川村長 木村 喜好
林	務同 第三二號	小樽市に道營による木材倉庫設立の件	小樽市新地町三政義

第四回定例道議會で採擇と決した請願は次のとおりである。

請願番號	件	請願者
請願第一五號	道立養老院設置の件	留萌市長 原田 太八 外十八名
請願第四七號	函館市に女子放護院設置の件	函館市民生委員 松崎 外三〇名 外三〇名
同 第一八九號	耕地防風林造成補助金復活方の件	齒舞村長 小島 千代古 外六名
同 第一九二號	木材大消費都市に木材倉庫設置の件	北海道木材協會長 山本 茂一郎 外一名
同 第一九三號	上ノ國村汐吹大火復興に關する件	上ノ國村長 澤村 才藏
同 第三〇號	元日本セメント株式會社土別工場再開の件	土別町長 中屋 金次郎

第四回定例道議會で不採擇と決した請願は次のとおりである。

請願番號	件	請願者
請願第一四號	道立女子放護院設置の件 （函館市に設置されるから）	上川支廳管内町村長會長 吉東 久平 外一名

▲陳情

第一回臨時道議會において各常任委員會に付託した陳情は次のとおりである。

付託委員會	陳情番號	件	陳情者
總務委員會	務陳情第一三六號	舊道立小樽商業高等學校存置に關する件	小樽商工會議所會頭 松川 嘉太郎 外三名
土	木同 第一三七號	町村道を地方費道に昇格の件	厚田村長 酒井 外二名
總務委員會	務同 第一三八號	生活補助金支給方に關する件	全道廳職勞組中央執行委員長 渡邊 政虎

第四回定例道議会において各常任委員会に付託した陳情は次のとおりである。

土	木同	第一三九號	利別川の護岸並に兩岸築堤工事施行促進の件	利別川治水促進同盟會々々長・新得町長
衛	生同	第一四〇號	北海道美容専門學校に對し道費補助の件	小樽市稲穂町西五丁目二番地北海道人道美容專門學校設立委員會長 布川ミサオ
經	濟同	第一四一號	道外移出馬の運賃割引期間延長に關する件	札幌市北四、西一、松本六太郎
土	木同	第一四二號	常盤川改修工事施行の件	函館市長 宗 藤 太 陸 外一名
經	濟同	第一四三號	傳染性貧血馬の對策に關する件	禮ノ上町農民組合執行委員長 朝倉喜平

總	務同	第一五一號	自動車（バス）税の適正額の件	北海道バス業者稅對策委員會委員長 伊藤 藤 塚 賢
林	務同	第一五〇號	木炭格納施設方に關する件	北海道新炭協同組合連合會々々長 齋 藤 忠
及	勞建	第一四九號	災害者住宅建設の件	上富良野町長 山 中 勝次郎
林	務同	第一四八號	道有林の被害木拂下處分の件	置戸町長 阿 部 重 夫
同	同	第一四七號	沿海魚田改良施設獎勵の件	紋別町長 大 西 眞 平
水	產同	第一四六號	室蘭港の入國港指定並に檢疫機隨設置の件	室蘭市長 熊 谷 綾 一 外一名
經	濟同	第一四五號	農機具試驗研究施設の早急擴充の件	北海道農機具協會々々長 河 口 陽 一
總	務同	第一四四號	大野農業高等學校本校舎新築の件	大野町長 神 谷 如 意 外三名

總	務同	第一五二號	自動車稅減稅の件	北海道自動車協會統制對策委員會委員長 伏木田 隆 作
商	工同	第一五三號	昭和電工株式會社旭川工場存續に關する件	旭川市長 前 野 與三吉
同	第	第一五四號	北海道石灰窯素工場の苦境打開に關する件	昭和電工株式會社旭川工場長 池 内 英 郎
總	務同	第一五五號	白糠村に町制施行に關する件	白糠町長 青 木 金 吾
土	木同	第一五六號	猿別川改修工事施行の件	幕別町長 中 島 國 男
同	同	第一五七號	途別川改修工事施行の件	同
同	同	第一五八號	止若驛前より地方費道札幌根室線に至る道路一五〇米を準地方費道に昇格の件	同
同	同	第一五九號	町村道牛首別上更別線を準地方費道に昇格の件	同
同	同	第一六〇號	厚内漁港築設の件	大津町長 水 澤 一 郎
同	同	第一六一號	十勝川下流大津村旅來浦幌村愛牛間に橋梁架設の件	同
同	同	第一六二號	大津港築設の件	同
同	同	第一六三號	準地方費道大津一晚成間道路改修工事施行の件	同
同	同	第一六四號	小樽港高島地域に漁港築設の件	小樽市長 壽 原 英太郎
同	同	第一六五號	帶廣市における河川道路並びに都市計畫事業工事促進に關する件	帶廣市長 佐 藤 龜太郎 外一名
同	同	第一六六號	幌向村幹線排水工事施行の件	幌向町長 長谷川 源之丞
總	務同	第一六七號	町村に對し法定外普通稅として家畜稅賦課の件	北海道町村會長 山田 利 忠

